

# 局 施 策 評 価 票

平成 **21** 年度実施施策

A時点: -	B時点: -	C時点: 22. 7月

局名 **教育委員会**

基本計画	柱	暮らしを彩る
	大項目	生活に根づき_誇れる文化・スポーツの振興
	取組みの方針	地域文化の保存・継承

担当局 / 総務担当課名	教育委員会	企画課
連絡先	582-2357	

21年度計画

-2-(1)-

施策名 **地域における伝統文化の発掘・継承**

施策の概要	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	市内の伝統文化を発掘し次世代に継承するほか、伝統文化の継承者や保存団体の活動を育成・支援していきます。
	その結果、実現を目指す取組みの方針名	地域文化の保存・継承

施策の成果	成果指標 (上段:指標名、下段:指標設定の考え方)		現状値		平成21年度	目標値		
	指定無形民俗文化財保存団体への活動支援団体数		年度	平成21年度		計画	15 団体	年度
	指定無形民俗文化財の保存団体が行う保存・継承活動を支援していきます。平成25年度までに支援団体を17団体にすることを目指します。	現状値	15		実績	15 団体	目標値	17団体
					達成度	100.0 %		
			年度			計画		年度
			現状値			実績		目標値
						達成度	%	
			年度			計画		年度
コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月 [21年度:執行額]				事業費	1,050 千円	構成事業にかかった人件費の目安(21年度)	
					うち一般財源	1,050 千円	750 千円	

## 局施策に対する担当局の評価

局施策の評価	21年度評価	主な分析理由
成果指標の結果を踏まえ、構成事業の評価結果なども考慮し評価を行う。	<b>B</b>	指定無形民俗文化財の補助金の交付を受けた保存団体については、子どもたちへの伝承活動などの保存・継承活動を行っており、地域での文化財の公開などには多く市民が参加しています。
		指定無形民俗文化財について、文化財保存団体への活動に対して引き続き支援するほか、史跡ガイドブックによる文化財の紹介や広報誌等への情報提供を通じて周知を図ります。
今後の局施策の方向性		

【局施策評価】 A:大変良い状況にある B:概ね良い状況にある C:概ね良い状況とまでは言えない D:不十分な状況にある

## 評価担当部署の意見

適切な評価  下記のとおり



# 事業評価票

<b>平成21年度実施事業</b>	新規	継続

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月

担当局/課	教育委員会	文化財課
連絡先	582-2389	

基本計画	柱	暮らしを彩る
	大項目	生活に根つき誇れる文化・スポーツの振興
	取組みの方針	地域文化の保存・継承
	主要施策	地域における伝統文化の発掘・継承

関連計画	北九州市教育行政総合計画(いきいき学びプラン)
事業期間	昭和48年～
経費区分	裁量的経費

-2-(1)-

<b>事業名</b>	<b>無形民俗文化財の保存・継承</b>
------------	----------------------

事業の概要	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	市内の伝統文化を発掘し次世代に継承するほか、伝統文化の継承者や保存団体の活動を育成・支援していきます。指定の文化財の保存団体の保存継承活動事業に対して補助金を交付していきます。				
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	地域における伝統文化の発掘・継承	成果	指定無形民俗文化財保存団体への活動支援団体数	

目的実現の為に実施する内容	実施工程	当初計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画変更理由		
		伝統文化の継承者や保存団体の活動の育成・支援等								
		活動支援団体数 15団体	16団体	17団体			→			
	現状	活動支援団体数 15団体	16団体	17団体			→			
	実施状況	成果・活動指標 (上段:指標名、下段:指標設定の考え方)						平成21年度	目標	
		指定無形民俗文化財保存団体への活動支援団体数						計画	15 団体	年度
指定無形民俗文化財の保存団体が行う保存・継承活動を支援していきます。						実績	15 団体	内容	17団体	
						達成度	100.0 %	内容		
コスト	事業費						1,050 千円	事業にかかった人件費の目安(21年度)		
	うち一般財源						1,050 千円		750 千円	
単年度計画	(この欄は空欄)									

**【事業の実施結果・進捗状況の確認】**

実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。	無形民俗文化財の保存活動を行っている15団体に対し、北九州市補助金交付規則及び北九州市文化財保護事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付しました。
------	-------------------------------------	--

**【事業の再検証】**

評価	<b>有効性</b> この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4:高い 3:やや高い 2:やや低い 1:低い	4	本事業は、昭和48年から指定無形民俗文化財の保存団体に対して補助金を交付しています。保存団体が行う伝承者の養成や文化財の公開のほか、用具の購入や修理の費用の一部に充てられており、伝統文化の保存継承につながっています。
	<b>経済性・効率性</b> 同じ効果をより低いコストで得られないか、または、同じコストでより高い効果を得られないか。		3	市の無形民俗保存団体への補助金の支出は、文化財の保存継承のため有益な手段となっています。
	<b>適時性</b> 今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。		4	無形民俗文化財は、地域や地域住民の熱意と努力により大切に守られてきたものであり、少子高齢化や地域との関わる人が減少する中、将来にわたり保存継承するためには、市が適切な支援を行う必要があります。市の補助金が、無形民俗文化財の保存継承につながっていると考えます。
	<b>市の関与の必要性</b> 実施主体として市が適切なのか。市の関与をなくすことはできないのか。		4	文化財保護法第182条、北九州市文化財保護条例で、文化財の保存及び活用に必要な費用を補助できることになっており、市が支援することで文化財保存団体の活動の強化につながると考えます。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。	ウ	ウ	無形民俗文化財は、地域や地域住民の熱意と努力により大切に守られてきたものであり、大切な「たから」として保存継承していくには市の支援は有効な手段であり、継続していく必要があります。引き続き、現行の補助金を継続していくことが適当と考えます。